二　平成三十九年九月一日（専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の自動車にあっては平成三十二年九月一日）以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ　平成三十九年八月三十一日（専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の自動車にあっては平成三十二年八月三十一日）以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ　平成三十九年九月一日（専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の自動車にあっては平成三十二年九月一日）以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、平成三十九年八月三十一日（専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の自動車にあっては平成三十二年八月三十一日）以前に製作された自動車については、細目告示第二十二条第十五項、第百条第二十項及び第百七十八条第十五項の規定は、適用しない。

第十八条第四項中「同規則補足第4改訂版」を「同規則改訂版」に、「同規則第4改訂版補足第11改訂版」を「同規則第4改訂版補足第10改訂版」に改める。

第二十条第十二項中「同規則第6改訂版補足第6改訂版」を「同規則第6改訂版補足第7改訂版」に、「同規則第7改訂版補足第6改訂版」を「同規則第7改訂版補足第7改訂版」に、「8.3.5.までに限る。以下同じ。）」を「8.3.6.まで（道路に設けられる補助座席にあっては6.及び7.に限る。）に限る。第108条において同じ。）」を」に、「第六項」を「第十項」に改める。

第二十二条第二項中「同規則第四改訂版補足第十改訂版」を「同規則第四改訂版補足第十一改訂版」に、同条第十項中「同規則補足第4改訂版」を「同規則改訂版」に、「同規則第4改訂版補足第10改訂版」を「同規則第4改訂版補足第11改訂版」に改め、同条に次の一項を加える。

11　平成三十二年八月三十一日以前に製作された自動車又は年少者用補助乗車装置並びに平成三十二年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査若しくは予備検査を受けようとし、若しくは受けたものについては、細目告示第三十二条第二項及び第百十条第二項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十九年国土交通省告示第八十八号）による改正前の細目告示別添百十三「衝突被害軽減制動制御装置の技術基準」に適合するものであればよい。

第二十四条第三項中「同規則第3改訂版補足第3改訂版」を「同規則第4改訂版補足改訂版」に改める。

第二十八条第百六十五項中「平成三十年七月三十一日」を「平成二十九年八月三十一日」に改める。

第二十九条第二十項中「協定規則第113号改訂版補足第5改訂版」を「協定規則第113号改訂版補足第6改訂版」に改める。

第四十二条第十五項第四号を次のように改める。

四　貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量二十二トン以下のもの並びに第五輪荷重を有する牽引自動車及び被牽引自動車を除く。）であって、次に掲げるもの

イ　平成二十九年八月三十一日以前に製作された自動車（平成二十六年十一月一日以降に指定を受けた型式指定自動車（平成二十六年十月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）及び国土交通大臣が定める自動車を除く。）

ロ　平成二十九年八月三十一日以前に発行された出荷検査証を有する自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの（道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十五年国土交通省告示第千百号）による改正前の細目告示別添百十三「衝突被害軽減制動制御装置の技術基準」に適合する衝突被害軽減制動制御装置を備えたものに限る。）

第六十二条に次の一項を加える。

12　次の各号に掲げる原動機付自転車については、細目告示第二百四十二条第二項及び第二百五十八条第二項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十九年国土交通省告示第八十八号）による改正前の細目告示第二百四十二条第二項及び第二百五十八条第二項の規定に適合するものであればよい。

一　平成二十九年二月八日以前に製作された原動機付自転車

二　平成二十九年二月九日から平成三十三年九月三十日までに製作された原動機付自転車であって、次に掲げるもの

イ　平成二十九年二月八日以前に施行規則第六十二条の三第一項の規定によりその型式について認定を受けた原動機付自転車

ロ　平成二十九年二月九日以降に施行規則第六十二条の三第一項の規定によりその型式について新たに認定を受けた原動機付自転車であって、平成二十九年二月八日以前に施行規則第六十二条の三第一項の規定によりその型式について認定を受けた原動機付自転車と制動装置に係る性能が同一であるもの

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第九十号

道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第五十五条第一項、第五十六条第一項及び第五十七条第一項の規定に基づき、道路運送車両の保安基準第五十五条第一項、第五十六条第一項及び第五十七条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年二月九日　国土交通大臣　石井　啓一

道路運送車両の保安基準第五十五条第一項、第五十六条第一項及び第五十七条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示の一部を改正する告示

道路運送車両の保安基準第五十五条第一項、第五十六条第一項及び第五十七条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示（平成十五年国土交通省告示第千三百二十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「、第三項、第四項、第五項、第六項及び第七項」を「から第七項まで」に改め、同条第四号中「、第九十三条第六項」を削り、「第百七十二条第六項第二号」を「第百七十一条第六項第二号」に改め、同条第六号中「保安基準第二十二条の五第一項」の下に「及び細目告示第二十八条第一項第四号」を加え、同条第十号を同条第十一号とし、同条第九号の次に次の一号を加える。

十　遠隔操作又は自動運転（プログラムにより自動的に運転を行うことをいう。）により走行させることができる自動車の開発を目的とした試験に用いられる自動車にあっては、前各号の規定にかかわらず、保安基準第二章（第三十条及び第三十一条を除く。）の規定

第三条第二号中「（第一項及び第八項を除く。）」を「（第一項及び第十項を除く。）」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第九十一号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第五条第一項の規定に基づき、装置型式指定規則第五条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定める国を定める告示の一部を改正する告示

装置型式指定規則第五条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定める国を定める告示（平成十三年国土交通省告示第千八十八号）の別表を次のように改正する。